

「富山県安全なまちづくり推進本部」会議次第

日時：令和2年8月19日（水）13:30～14:30
場所：県民会館304会議室

1 開 会

2 本部長（知事）あいさつ

3 協議事項等

（1）富山県の犯罪情勢について

（2）「防犯上の指針」の改定作業について

（3）新指針の概要（案）について

4 閉 会

「防犯上の指針」の改定作業について

1 改定の必要性

- ・ 平成 17 年 10 月、現行の「防犯上の指針」を策定した。
- ・ 一昨年度(平成 30 年度)から昨年度(令和 1 年度)にかけて、県内外で子どもや地域の安全・安心を脅かす重大な事件が相次いで発生したことから、県では、昨年 8 月に「子どもの安全確保と地域防犯力の強化に関する有識者会議」を設置し 12 月に提言を取りまとめさせていただいた。
- ・ その提言の中で、「防犯上の指針」については、「犯罪機会論」に基づく「防犯環境設計」の考え方を取り入れた上で、改定する必要があることとされた。

2 改定作業のスケジュール

令和 2 年 2 月 推進本部会議の開催（防犯上の指針改定作業スケジュール案の協議）

4 月～8 月 防犯上の指針に関する専門部会の開催（計 2 回）、パブリック・コメントの実施

8 月 19 日 推進本部会議の開催（専門部会で取りまとめた指針案の協議）

9 月 30 日 第 16 回安全なまちづくり推進大会で啓発

新指針の概要(案)について

1 改定の概要

(1) 「総則」を新設し、基本的方向を策定

- 最新の犯罪予防理論である「犯罪機会論（犯罪者（人）ではなく犯罪の機会（場所・環境）に注目する理論）」の考え方を導入
- 同理論に基づく「犯罪抑止の3要素（①犯罪者の力が及ばない範囲を明確にする領域性、②犯罪者を見張り、犯行対象を見守る監視性、③犯罪者からの力を押し返す抵抗性）」と「防犯環境設計（建物や街路などの物的環境の設計により犯罪の予防を図る手法）」を含む構成

(2) ソフト面（意識面）での取り組み

- ホットスポット・パトロール（犯罪が起きやすい場所を重点的に見回すことにより、少人数・短時間でも犯罪抑止効果が期待できるパトロール手法）の推奨

(3) 心理的領域性（犯罪企図者が侵入・活動しにくい環境）を確保

- 住宅敷地等における芝生と舗装路や、カラータイル舗装での区分けによる犯罪企図者が侵入しにくい環境を推奨
- 住宅団地等におけるクルドサック（袋小路）や道路のハンプ（凸部）等の設置による犯罪企図者に対する視認性の確保や逃走阻止につながる環境を推奨

(4) ゾーニング等により子どもと女性の安全に配慮

- 公園では、遊具の集中配置やフェンスで囲むこと等により子どもと保護者以外は入りにくく感じる子ども向けエリアの設定、犯罪企図者に機会を与えないベンチ等の配置を推奨
- 公衆トイレは男女の出入口を近接させない、身体障害者用トイレは可能な限り男女別の設置を推奨

(5) 簡便な侵入防止対策と地域安全マップの作成

- 学校等における来校者誘導ラインの設置により、来校者はラインに沿って歩くことから、犯罪企図者が侵入しにくくなる環境を推奨
- 地域安全マップの作成により、子ども自身が危険な場所を見抜き、危険を回避する力の育成

2 改定日

令和2年9月上旬

3 今後の普及・啓発

- (1) イラストや写真等を用いて、この指針を分かりやすく説明するパンフレットを作成し、市町村や防犯関係団体等へ配布
- (2) 9月30日開催予定の「安全なまちづくり推進大会」において、指針の改定にご助言等をいただいた小宮信夫立正大学教授をお招きし、犯罪機会論に基づく防犯対策についての記念講演を実施